



# 大津市公報

令和3年4月1日  
号外(第27号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

○ 規 則	
47	大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
48	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
49	大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
50	大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
○ 消 防 局 訓 令	
2	大津市消防通信規程の一部改正…………… 4
○ 教 育 委 員 会 規 則	
7	大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 4
8	大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則…………… 5
9	大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
10	大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
○ 教 育 委 員 会 訓 令	
1	大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 7
2	教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正…………… 8
○ 教 育 委 員 会 告 示	
2	平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部改正…………… 8
3	平成29年教育委員会告示第3号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部改正…………… 8
4	大津市指定有形文化財の指定の解除について…………… 8
5	平成21年教育委員会告示第1号(大津市指定有形文化財の指定について)の一部改正…………… 8
○ 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示	
1	公印の新調及び廃止について…………… 9
○ 議 会 議 長 告 示	
3	大津市議会局規程の一部改正…………… 11

## 規 則

大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第47号

大津市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計管理者の補助組織に関する規則(昭和40年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中第15号を削り、第16号を第15号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第48号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第10条第4項の規定により債務保証業者等(同項第1号又は第2号に該当する者のうち市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)と保証委託契約を締結した入居決定者は、前項の請書に保証委託契約書の写しを添付しなければならない。

第14条第3項中「により承継の承認」を「による承継の承認、第6項の規定による連帯保証人の変更の承認又は第17条の2第1項の規定による名義の変更の承認」に、「承継時」を「これらの承認時」に改め、同条第4項中「市営住宅の利用」を「家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用」に改め、同条第6項中「連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更しようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 連帯保証人が支払った債務の金額が極度額に達したとき。
- (4) 債務保証業者等と締結した保証委託契約が終了したとき。

第14条に次の1項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当することとなった入居者であつて、市長が連帯保証人を確保することが困難であると認めるものが債務保証業者等と保証委託契約を締結したときは、同項の連帯保証人変更申請書に代えて所定の様式による承認申請書に保証委託契約書の写しを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第14条の2中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第17条に次の3項を加える。

4 前2項の規定により入居の承継の承認を受けた承継者は、当該承認の日から15日以内に、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる承継者が債務保証業者等と保証委託契約を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。この場合において、承継者は、同項の請書に保証委託契約書の写しを添付しなければならない。

6 入居の承継は、第4項の請書の提出の日からその効力を生ずる。

第17条の2第2項中「する者」の次に「(以下「新名義人」という。)」を加え、同条第3項第1号及び第2号中「名義を変更しようとする者」を「新名義人」に改め、同条に次の3項を加える。

4 前項の名義の変更の承認に係る新名義人は、当該承認の日から15日以内に、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる新名義人が債務保証業者等と保証委託契約を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。この場合において、新名義人は、同項の請書に保証委託契約書の写しを添付しなければならない。

6 名義の変更は、第4項の請書の提出の日からその効力を生ずる。

様式第6号(表)中「上記の入居者が大津市営住宅の設置及び管理に関する条例」を「大津市営住宅の設置及び管理に関する条例」に、「当該入居者と」を「入居者と」に、「市営住宅の利用」を「当該入居者が負う家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用」に改め、「なお、上記の入居者が入居決定住宅を建替等に伴い別の市営住宅へ住み替えたときも、以後同様に連帯保証人として当該債務を履行することを保証します。」を削り、

「	」						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 150px; height: 40px;"></td><td style="width: 100px;">住所</td></tr> <tr><td style="width: 150px; height: 40px;">連帯保証人</td><td style="width: 100px;">氏名</td></tr> <tr><td style="width: 150px; height: 40px;"></td><td style="width: 100px;">電話</td></tr> </table>		住所	連帯保証人	氏名		電話	を
	住所						
連帯保証人	氏名						
	電話						
「	」						
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 150px; height: 40px;"></td><td style="width: 100px;">住所</td></tr> <tr><td style="width: 150px; height: 40px;">連帯保証人</td><td style="width: 100px;">氏名</td></tr> <tr><td style="width: 150px; height: 40px;"></td><td style="width: 100px;">電話</td></tr> </table>		住所	連帯保証人	氏名		電話	」
	住所						
連帯保証人	氏名						
	電話						

「

㊦

に改める。

」

様式第8号中「上記の申請者が大津市営住宅の設置及び管理に関する条例」を「大津市営住宅の設置及び管理に関する条例」に、「上記申請者と」を「申請者と」に、「市営住宅の利用」を「当該申請者が負う家賃の支払

に係る債務その他の市営住宅の使用」に改め、「なお、上記の申請者が市営住宅を建替等に併い別の市営住宅へ住替えたときも、以後同様に連帯保証人として当該債務を履行することを保証します。」を削る。

様式第9号中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第49号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年規則第150号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第17条第1項の項中「第10条第5項」を「第10条第6項」に改める。

第7条中「第2項第3号」の次に「及び第5項」を加える。

様式第2号（表）中「上記の入居者が」を削り、「当該入居者と」を「入居者と」に、

連帯保証人	住所	を	連帯保証人	住所
	氏名			氏名
	電話			電話

	に改める。
㊞	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第50号

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則（昭和44年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次長」を「次に掲げる職の全部又は一部」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次長
- (2) 管理監

第3条第8項中「次長」の次に「及び管理監」を加える。

第4条中第10項を第11項とし、第2項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 管理監は、特定の業務分野における専門的な知識を必要とする事務を処理するとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

第5条第1号中「次長」の次に「、管理監」を加える。

第6条消防総務課庶務係の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 課及び危機管理室の一般庶務に関すること。

第6条予防課安全指導係の項第1号中「自衛消防及び自主防災組織」を「自主防災組織等」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「消火器具整備事業補助」を「学区自主防災組織活動補助及び地域防火・防災資器材整備事業補助」に改め、同号を同項第4号とし、同課危険物係の項第1号中「危険物関係許可事務」を「危険物関係の許認可事務」に改め、同項第4号中「危険物製造所等」を「危険物施設」に改め、同課調査係の項第4号中「その他」を削り、同条警防課消防係の項第12号中「その他課」を「課及び救急高度化推進室」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の

1号を加える。

(6) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年条例第27号)に基づく事前協議等(救助係の所管に属するものを除く。)に関すること。

第6条警防課救助係の項第6号中「(平成10年条例第27号)に基づく事前協議等」を「第20条第1項第3号の規定による事前協議」に改め、同条通信指令課指令第1係・指令第2係の項第4号中「気象情報」の次に「の収集及び伝達」を加え、同項第9号中「その他」を削る。

第6条の2危機管理室の項第6号を削り、同条救急高度化推進室の項第3号中「運営計画」を「運用計画」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第2号

大津市消防通信規程(昭和50年消防本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市消防局長 安 井 達 治

第6条第1項中「(様式第1号)」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 署所等の職員は、その所管に係る災害等の事案があったときは、当該事案の内容その他必要な事項を消防支援情報システムに入力しなければならない。

第6条第4項中「様式第5号」を「別記様式」に改める。

第9条第1項中「所定の手続をし」を削り、「とともに」を「とともに、」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指令課の通信設備に生じた障害により通報の受信に支障が生じたときは、速やかに、当該通信設備に代えて、消防局長があらかじめ指定する消防署の通信設備で通報を受信する措置を講じなければならない。

様式第1号から様式第4号までを削る。

様式第5号を別記様式とする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第7号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育機関印の表滋賀県大津市立伊香立幼稚園の項を次のように改める。

削除	3	3	削除	削除	削除	削除
----	---	---	----	----	----	----

別表第1教育機関印の表滋賀県大津市立真野北幼稚園印の項を次のように改める。

滋賀県大津市立伊香立・真野北幼稚園印	5	5	てん書	方45	証書用	伊香立・真野北幼稚園長
--------------------	---	---	-----	-----	-----	-------------

別表第1職印の表大津市立和邇公民館長之印の項を次のように改める。

削除	21	20	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立坂本公民館長之印の項を次のように改める。

削除	32	31	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表大津市立大石公民館長之印の項を次のように改める。

削除	47	46	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表滋賀県大津市立伊香立幼稚園長印の項を次のように改める。

削除	59	58	削除	削除	削除	削除
----	----	----	----	----	----	----

別表第1職印の表滋賀県大津市立真野北幼稚園長印の項を次のように改める。

滋賀県大津市立伊香立・ 真野北幼稚園長印	61	60	てん書	方18	園長名をもって発する 文書用	伊香立・真野 北幼稚園長
-------------------------	----	----	-----	-----	-------------------	-----------------

別表第2教育機関印の項第3号を次のように改める。

(3)

削除

別表第2教育機関印の項第5号を次のように改める。

(5)

滋賀県大津 市立伊香 立・真野北 幼稚園印
--------------------------------

別表第2職印の項第20号を次のように改める。

(20)

削除

別表第2職印の項第31号を次のように改める。

(31)

削除

別表第2職印の項第46号を次のように改める。

(46)

削除

別表第2職印の項第58号を次のように改める。

(58)

削除

別表第2職印の項第60号を次のように改める。

(60)

滋賀県大津 市立伊香 立・真野北 幼稚園長印
---------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第8号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則(平成23年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

「教育総務課

第3条第2項中 学校ICT支援室 を 「学校教育課  
学校教育課」 学校ICT支援室」 に改める。

第4条第1項の表教育総務課企画総務係の項第16号中「及び学校ICT支援室」を削り、同表学校教育課の項第23号中「課」の次に「、学校ICT支援室」を加え、同表生涯学習課の項第10号中「和邇公民館並びに」を削り、同条第2項の表学校ICT支援室の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校等のICT教育の推進に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第9号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和62年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

副参事	担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	を
主幹		
主査		
主任指導主事		

副参事	担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	に
専門員	特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	
主幹	担当事務を処理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	
主査		
主任指導主事		

改める。

第3条第4項の表中「視聴覚ライブラリー副参事」を「視聴覚ライブラリー主幹」に、「生涯学習センター副参事」を「生涯学習センター主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第10号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表4級の項中「(教職員室長に限る。)」を削り、別表第1第2項の表3級の項中「室長(4級に掲げられた室長を除く。)、」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

大津市教育委員会訓令第1号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島崎輝久

第2条第9号中「、図書館長及び歴史博物館長」を削り、同条第10号中「教育部次長」の次に「、図書館長及び歴史博物館長」を加え、同条第11号中「(次号に規定する室長を除く。)」を削り、「第9号」を「前号」に、「及び所長(第13号に規定する所長を除く。)」を「(次号に規定する場長を除く。)&及び所長」に改め、同条第12号中「、室長(学校ICT支援室長に限る。)&及び「和邇図書館長及び」を削り、「公民館長に限る。)」の次に「、場長(教育委員会の指定する場長に限る。)」を加え、「、副場長」を削り、同条第13号中「所長(学校給食共同調理場所長に限る。)」を「副場長」に改める。

第9条第2項中「副参事、」の次に「専門員、」を、「、副参事」の次に「及び専門員」を加える。

第10条第1項中「室長(第2条第12号に掲げる室長に限る。)&並びに館長(同号)を「館長(第2条第12号に、「)及び」を「)、場長(同号に掲げる場長に限る。)&及び」に改める。

第14条第2項中「教育長」を「部長以上の職位」に改め、「又は重要な事項」を削り、「教育部長」を「教育部次長」に改め、同条第3項中「教育機関等」を「分室又は教育機関」に改め、第9号を第11号とし、第1号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加え、同項を同条第2項とする。

(1) 学校ICT支援室 学校教育課

(2) 特別支援教育室 学校教育課

別表第1号の表1の部10の項第3号ア中「コンプライアンス推進室長」を「行政管理室長」に改め、同部12の項

教育総務長

第1号及び第2号中「市長公室長」を「秘書課長」に改め、別表第1号の表2の部2の項第6号中

課 | | | 教育総務課 | 合議は、募集、任用の決定及び退職に係る報告の場合に限る。 | | |  
を | | | | | | |  
に改める。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大津市教育委員会訓令第2号

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程(平成26年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

別表幼児政策課の部中「幼児政策課」を「幼保支援課」に改め、同表保育幼稚園課の部1の款を次のように改める。

1 幼稚園に関する事務	1 入園の決定				○				
	2 転(退)園届の受理				○				

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第2号

平成28年教育委員会告示第8号(個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の公表について)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第1項の表伊香立幼稚園の項を削り、同表真野北幼稚園の項中「真野北幼稚園」を「伊香立・真野北幼稚園」に改め、同表和邇公民館の項、坂本公民館の項及び大石公民館の項を削る。

大津市教育委員会告示第3号

平成29年教育委員会告示第3号(教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

第1号を削り、第2号を第1号とする。

大津市教育委員会告示第4号

大津市指定有形文化財の木造観音菩薩立像及び木造地藏菩薩立像は、令和3年2月16日付けで滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定により滋賀県指定有形文化財に指定されたので、大津市文化財保護条例(昭和52年条例第2号)第6条第3項の規定により大津市指定有形文化財の指定を解除された。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会告示第5号

平成21年教育委員会告示第1号(大津市指定有形文化財の指定について)の一部を次のように改正し、令和3年2月16日から適用する。

令和3年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

本文を次のように改める。



古文書の部

名称	員数	所有者	所在地
和邇今宿自治会中世文書 和邇庄・龍花庄堺実検注進状案 (永仁五年七月二十一日) 1通 和邇庄安養坊等連署置文 (弘治二年八月十日) 1通	2通	和邇今宿自治会	大津市和邇今宿(大津市歴史博物館寄託)

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第1号

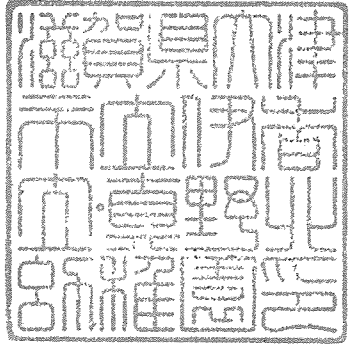
公印を新調し、及び廃止したので、大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)第5条において準用する大津市公印規則(昭和48年規則第51号)第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

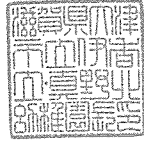
大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

1 新調  
教育機関印

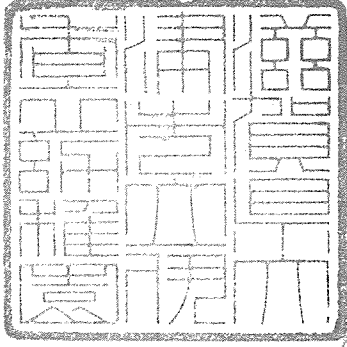
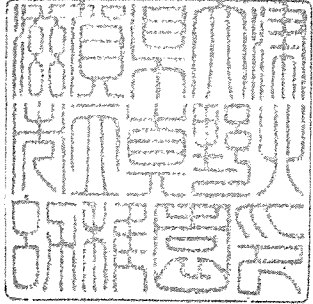
公印の名称	用途	管守者	使用開始期日	印影
滋賀県大津市立伊香立・真野北幼稚園印	証書用	伊香立・真野北幼稚園長	令和3年4月1日	

職印


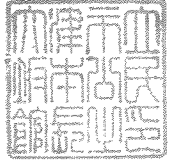

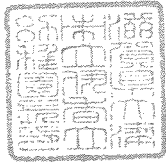
公印の名称	用途	管守者	使用開始期日	印影
滋賀県大津市立伊香立・真野北幼稚園長印	園長名をもって発する文書用	伊香立・真野北幼稚園長	令和3年4月1日	


2 廃止  
教育機関印

公印の名称	用途	管守者	使用廃止期日	印影
-------	----	-----	--------	----

滋賀県大津市立伊香立幼稚園	証書用	伊香立幼稚園長	令和3年3月31日	
滋賀県大津市立真野北幼稚園印	証書用	真野北幼稚園長	令和3年3月31日	

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市立和邇公民館長之印	館長名をもって発する文書用	和邇公民館長	令和3年3月31日	
大津市立坂本公民館長之印	館長名をもって発する文書用	坂本公民館長	令和3年3月31日	
大津市立大石公民館長之印	館長名をもって発する文書用	大石公民館長	令和3年3月31日	
滋賀県大津市立伊香立幼稚園長印	園長名をもって発する文書用	伊香立幼稚園長	令和3年3月31日	

滋賀県大津市立真野北幼稚園長印	園長名をもって発する文書用	真野北幼稚園長	令和3年3月31日	
-----------------	---------------	---------	-----------	---

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第3号

大津市議会局規程（昭和58年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市議会議長 八 田 憲 児

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 議会局に次のとおり課及び係を置く。                  議会総務課 総務係 <u>政策法制係</u>                  議事調査課 議事係 <u>調査係</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。                  議会総務課                  総務係 一略一  <u>政策法制係</u></p> <p>(1) 議会関係例規の制定及び改廃に関すること。                  (2) <u>議員の政策立案に係る調査研究に関すること。</u>                  (3) 政治倫理審査会に関すること。                  (4) 政策検討会議に関すること。                  (5) 議会活性化検討委員会に関すること。                  (6) 議会ミッションロードマップに関すること。                  (7) 議員研修会に関すること。                  (8) 議長会に関すること。</p> <p>議事調査課                  議事係 一略一                  調査係</p> <p>(1) <u>各種の調査並びに資料の収集及び保管に関すること。</u>                  (2) <u>照会事項の処理に関すること。</u>                  (3) <u>各種統計に関すること。</u>                  (4) <u>議会図書室の企画運営に関すること。</u>                  (5) 一略一</p>	<p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 議会局に次のとおり課及び係を置く。                  議会総務課 総務係 <u>調査法制係</u>                  議事課 議事係 <u>広報広聴係</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。                  議会総務課                  総務係 一略一  <u>調査法制係</u></p> <p>(1) <u>議員の政策立案に係る調査研究に関すること。</u>                  (2) <u>各種の調査並びに資料の収集及び保管に関すること。</u>                  (3) <u>照会事項の処理に関すること。</u>                  (4) 議会関係例規の制定及び改廃に関すること。                  (5) 政治倫理審査会に関すること。                  (6) 政策検討会議に関すること。                  (7) 議会活性化検討委員会に関すること。                  (8) 議会ミッションロードマップに関すること。                  (9) 議員研修会に関すること。                  (10) <u>議会図書室の企画運営に関すること。</u>                  (11) 議長会に関すること。</p> <p>議事課                  議事係 一略一  <u>広報広聴係</u></p> <p>(1) <u>議会の広報に関すること。</u>                  (2) <u>議会の広聴に関すること。</u>                  (3) <u>議会広報広聴委員会に関すること。</u>                  (4) <u>市議会情報システムに関すること。</u>                  (5) 一略一</p>

- (6) 議会広報及び広聴に関すること。
- (7) 議会広報広聴委員会に関すること。
- (8) 市議会情報システムに関すること。

(職の設置及び職務)

**第4条** 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
副参事	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主査	
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—

(議会総務課長の専決事項)

**第8条** 議会総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1)及び(2) —略—

(議事調査課長の専決事項)

**第9条** 議事調査課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) —略—
- (2) 議会図書室の図書等の選定及び廃棄に関すること。
- (3) 議会ホームページの更新に関すること。
- (4) フェイスブック及びユーチューブへの記事、動画等の投稿に関すること。

(代決)

**第11条** 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	主管の課長補佐 (副参事を含む。 以下同じ。)

- (6) 各種統計に関すること。

(職の設置及び職務)

**第4条** 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—
主査	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
—略—	—略—
—略—	—略—
—略—	—略—

(議会総務課長の専決事項)

**第8条** 議会総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1)及び(2) —略—
- (3) 議会図書室の図書等の選定及び廃棄に関すること。

(議事課長の専決事項)

**第9条** 議事課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) —略—
- (2) 議会ホームページの更新に関すること。
- (3) フェイスブック及びユーチューブへの記事、動画等の投稿に関すること。

(代決)

**第11条** 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—
—略—	—略—	主管の課長補佐

—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
2～4 —略—			2～4 —略—		

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。